

# 専用道路における交差点について

- 線路跡地を道路法（第8条）に基づく認定道路としおり、一般道路との交差点は、道路交通法（第4条）の交通規制により、路線バス車両以外の車両侵入を禁止。
- 交差点については、安全性を確保するために一般道の拡幅や交差点の改良など実施。一般車両の交差点内滞留などによる事故の危険性を回避するため、交差点をカラー舗装化。



車両通行止  
路線バスは除く  
(交通規制標識)



水木BRT北側交差点の複線化



交差点のカラー舗装化